

亀山市告示第57号

亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年亀山市告示第47号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「、対象者」を「及び性能」に改め、同条第1項中「並びにその対象者」を削り、「別表第1の」を「それぞれ別表第1の左欄及び右欄に定める」に改め、同条第2項中「前項」の次に「の用具の給付」を、「限る。）」の次に「であって、別表第1の左欄に掲げる用具の種目に応じ、それぞれ同表の中欄に定める者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、頭部保護帽、ストーマ装具（消化器系）及びストーマ装具（尿路系）の給付にあっては、在宅以外（入院中又は施設入所に限る。）の場合についても、給付の対象者とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

日常生活用具給付事業費負担基準

世帯の階層区分		徴収基準月額 (円)	加算基準月額 (円)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）によ	0	0

	る支援給付受給世帯		
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯	1, 100	110
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯（所得割の額のない世帯）	2, 250	230
D 1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3, 000円以下	2, 900
D 2		3, 001円～	3, 450
D 3		5, 800円	3, 800
D 4		5, 801円～	3, 800
D 5		8, 700円	4, 250
D 6		8, 701円～	4, 250
D 7		13, 000円	4, 700
D 8		13, 001円～	4, 700
D 9		17, 400円	5, 500
D 10		17, 401円～	5, 500
D 11		22, 400円	6, 250
D 12		22, 401円～	6, 250
D 13		28, 200円	8, 100
D 14		28, 201円～	8, 100
D 15		58, 400円	9, 350
D 16		58, 401円～	9, 350
D 17		75, 000円	11, 550
D 18		75, 001円～	11, 550
D 19		96, 600円	13, 750
D 20		96, 601円～	13, 750
D 21		121, 800円	17, 850
D 22		121, 801円～	17, 850
D 23		175, 500円	22, 000
D 24		175, 501円～	22, 000
D 25		221, 100円	26, 150
D 26		221, 101円～	26, 150
D 27		380, 800円	40, 350
D 28		380, 801円～	40, 350
D 29		549, 000円	42, 500
D 30		549, 001円～	42, 500
D 31		579, 000円	51, 450
D 32		579, 001円～	51, 450
D 33		700, 900円	61, 250
D 34		700, 901円～	61, 250
D 35		849, 000円	71, 900
D 36		849, 001円～	71, 900

9 D 2 0	1, 0 4 1, 0 0 0 円 1, 0 4 1, 0 0 1 円 以上	全額	左の徴収基準 月額の10% に相当する額。 ただし、その 額が8, 5 6 0 円に満たない 場合は8, 5 6 0 円
---------------	--	----	---

備考

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各階層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の額等により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいう。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定める直系血族、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者として取り扱

わないものとする。)及びそれ以外の三親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情があるとして、特に扶養の義務を負わせた者をいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者として取り扱わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

エ 平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

オ 生活保護法による保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実を、支援給付については支援給付を受けている事実を、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税（地方税法等の一部を改正する法律

(令和2年法律第5号)による改正前の地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。)又は免除(地方税法第323条による免除をいう。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) この表の適用時期

毎年度のこの表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 この表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用の全額について、利用者が負担する。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した取扱いをすることができるものとする。

5 生活保護基準の見直しに伴う特例

B階層に属する世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯の負担基準については、「児童福祉法による保育所運営

費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)の規定に準じ、A階層と同様に取り扱うことができるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。